

寄付に対する減免税措置についてのご案内

個人で寄付をお考えの方

学校法人行吉学園は、文部科学大臣から免税措置に必要な「特定公益法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」の交付を受けております。各種税制上の措置は、ご寄付いただきましたのち本学園より送付いたします領収書を使用して受けることが可能です。

下記に記載しております、(ア) 税額控除制度又は(イ) 所得控除制度より選択していただき、確定申告の際に領収書を税務署へご提出ください。

さらに、本学園は神戸市、兵庫県の指定を受けた団体となっている為、神戸市在住の方は神戸市の個人市民税、個人県民税の税額控除を受けることができます。神戸市を除く兵庫県在住の方は、個人県民税の税額控除を受けることができます。

■免税額の比較

(ア) 税額控除制度

税額控除制度は所得税率に関係なく税額から直接控除するため、所得に関わらず、小口の寄付にも減税効果が大いのが特徴です。

【免税額算出方法】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{寄付} \\ \text{金額} \\ \text{※1} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \times 40\% = \boxed{\begin{array}{c} \text{控除対象額} \\ \text{※2} \end{array}}$$

※1 総所得金額の40%が上限 ※2 所得税額の25%が上限

【例】1万円を寄付した場合の控除額目安

(課税所得額600万円の方が1万円を寄付した場合)

$$\boxed{\begin{array}{c} 1 \\ \text{万円} \\ \text{※1} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \times 40\% = \boxed{3,200\text{円}} \leftarrow \text{控除額}$$

(イ) 所得控除制度

所得控除制度は所得税率が高く、高所得者ほど減税効果が大いことが特徴とされています。

【免税額算出方法】

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{寄付} \\ \text{金額} \\ \text{※1} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{控除対象額} \\ \text{※2} \end{array}}$$

※1 総所得金額の40%が上限 ※2 所得税額の25%が上限

【例】1万円を寄付した場合の控除額目安

(課税所得額600万円の方が1万円を寄付した場合)

$$\boxed{\begin{array}{c} 1 \\ \text{万円} \\ \text{※1} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \times \boxed{20\%} = \boxed{1,600\text{円}} \leftarrow \text{控除額}$$

※3 年収600万円の一般的な税率としています
所得により税率は異なります

■個人県民税（兵庫県）、個人市民税（神戸市）の免税措置

本学は兵庫県に事務所を有し、特定公益法人であることの証明を受けている為、兵庫県在住の方が本学への寄付をした場合には、上記の控除制度と合わせて、個人県民税の税額控除を受けることができます。さらに、神戸市指定団体でもある為、神戸市在住の方は、個人県民税だけでなく個人市民税も税額控除を受けることができます。

神戸市在住の

控除額=次の(ウ) (エ) のいずれか少ない額×10% ※5

$$\begin{array}{l} \text{(ウ)} \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{寄付} \\ \text{金額} \\ \text{※4} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{(エ)} \\ \boxed{\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \end{array}} \times \boxed{30\%} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \end{array}$$

※4 総所得金額の30%が上限

※5 市民税8%+県民税2%

神戸市を除く兵庫県在住の

$$\left[\boxed{\begin{array}{c} \text{寄付} \\ \text{金額} \\ \text{※4} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} 2 \\ \text{千円} \end{array}} \right] \times \boxed{4\%} = \boxed{\text{控除額}}$$

※4 総所得金額の30%が上限